

○茂原市協働のまちづくり推進懇話会設置要綱

平成30年1月4日

茂原市告示第1号

(設置)

第1条 茂原市まちづくり条例（平成27年茂原市条例第23号）第18条に基づく協働によるまちづくりを推進するに当たり、広く市民の声を反映させるため、茂原市協働のまちづくり推進懇話会（以下「懇話会」という。）を設置する。

(所掌事項)

第2条 懇話会の所掌事項は、次のとおりとする。

- (1) 協働によるまちづくりの推進に関すること。
- (2) 協働によるまちづくりの実施状況に関すること。
- (3) その他協働によるまちづくりに関すること。

(組織)

第3条 懇話会は、委員8人以内で組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから市長が委嘱する。

- (1) 学識経験者
- (2) 関係諸団体の代表者
- (3) その他市長が必要と認める者

3 前項第3号に掲げる者は、公募により選考するものとする。ただし、応募がなかったときその他のやむを得ない理由があるときは、この限りでない。

(任期)

第4条 委員の任期は2年とし、再任を妨げない。ただし、委員が欠けた場合の補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(解嘱)

第5条 市長は、委員に次の各号のいずれかに掲げる事由が生じたときは、前条の規定にかかわらず、その任期中においても解嘱することができる。

- (1) 心身の故障等により、職務が遂行できなくなったとき。
- (2) 委員から辞職の申出があったとき。
- (3) 前2号に掲げるもののほか、委員として不適切と認められる事由があったとき。

(座長)

第6条 懇話会に座長を置き、委員の互選によりこれを選出する。

2 座長に事故があるとき、又は座長が欠けたときは、あらかじめ座長が指名する委員がその職務を代理する。

(会議)

第7条 懇話会の会議は、座長がこれを招集し、座長がその議長となる。ただし、座長が選任されるまでの間に行われる会議にあっては、市長がこれを招集する。

- 2 懇話会の会議は、委員の半数以上が出席しなければ、これを開くことができない。
- 3 座長は、必要に応じて委員以外の者の会議への出席を求め、意見を聞くことができる。

(委員の報償)

第8条 委員の報償の額は、座長にあっては日額7,600円とし、その他の委員にあっては日額7,200円とする。

(庶務)

第9条 懇話会の庶務は、協議事項が総括的な事項又は内部事務に係るものであるときは、総合企画部企画政策課、地域のまちづくりに係るものであるときは、市民部生活課において処理する。

(その他)

第10条 この告示に定めるもののほか、懇話会の運営について必要な事項は、座長が別に定める。

附 則

この告示は、公示の日から施行する。

附 則（令和7年3月27日茂原市告示第40号）抄

(施行期日)

- 1 この告示は、令和7年4月1日から施行する。